



各 位

会 社 名 株式会社 fonfun
代表者名 代表取締役社長 林 和之
(J A S D A Q ・ コード 2323)
問合せ先責任者 取締役経営管理部部長 八田 修三
電話 03-5365-1511

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 19 期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 24 条及び定款第 31 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 24 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第 24 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約) 第 24 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p> <p>(監査役との責任限定契約) 第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日：平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日：平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

以上